

ガス供給を継続されるお客さまへ

当団地は2020年9月1日付で、ガス事業法令に基づくガス料金等に関する規制が解除されました。これに伴い、2020年8月31日時点で指定旧供給地点小売供給約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまは、2020年9月1日以降、「ガス小売供給約款」による「ガス小売供給契約」に基づいてガスの供給を継続させていただきます。

また、既にお知らせしましたように、約款の規定を一部変更しておりますが、基本的には、**これまでの供給条件を継続した供給契約**とさせていただきます。

対象契約種別

指定旧供給地点小売供給約款

変更の内容

既にお知らせしましたとおり、下記のように約款を一部変更いたしました。

なお、このほか、ガス事業法令の改正に伴い、又は用語の整理により、約款を一部変更しておりますが、実質的な内容の変更はございません。

- ① 供給条件等を記載した供給約款の名称を「指定旧供給地点小売供給約款」から「ガス小売供給約款」に変更いたしました。また、「ガス使用契約」から「ガス小売供給契約」に変更いたしました。
- ② ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容を原則として変更実施日の10日前までに当社の支店、営業所等に掲示するなどして周知いたします。
- ③ また、供給条件等の変更の際は、変更しようとする事項を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、当該変更をしようとする事項を説明し、交付する書面に記載することについてあらかじめ承諾させていただきます。
ただし、供給条件等の変更が、法令の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾させていただきます。
- ④ ガス料金等を支払期限内にお支払いいただけない場合は、当社から契約を解除させていただくことがあります。その際は、原則として解除日の15日前と5日前に文書等で通知いたします。
- ⑤ 契約解除前にガスの供給を停止する場合も、原則として事前に文書で通知いたします。また、その事由として「お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合及び不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき」を新たに対象とさせていただきます。

- ⑥ お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は「申出の日から10日以降の検針日の翌日から」とさせていただきます。
- ⑦ 保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転又は特別な施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担していただく場合があります。
- ⑧ 保安のため必要な場合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入らせていただきます。
- ⑨ 契約変更年月日：2020年9月1日
- ⑩ 供給地点特定番号は、「ガスご使用料金等のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。
- 変更後の供給条件（ガス小売供給約款）は、当社の支店、営業所等に掲示しておりますので、ご覧ください。（ご希望のお客さまは、送付いたしますので当社へご連絡ください。）

ガス小売全面自由化について

● ガス小売全面自由化及び供給地点特定番号のご説明

- ・ 2017年4月1日から改正ガス事業法の施行によりガス小売全面自由化になり、原則として都市ガスの供給区域等及び旧簡易ガスの供給地点の独占並びに料金規制が廃止されました。
- ・ 一方、当団地は、ガス料金等に関する従前の規制が継続されていましたが、2020年9月1日をもって規制が解除されました。これまで当団地は経済産業省の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定してきましたが、今後はこのような行政手続きが不要になります。
- ・ お客さまがガスの需要場所を特定する番号として、「ガスご使用料金等のお知らせ（検針票）」にある「ご使用場所番号（17ケタ）」を、「供給地点特定番号」として設定いたします。

今後とも、西部ガスエネルギー株式会社をご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2020年9月以降も引き続き、当社とご契約いただける場合は、改めてのお手続きは不要です。

供給条件等の概要について(ご参考)

- ガス料金は、「ガスご使用料金等のお知らせ（検針票）」でご確認ください。
- 「ガスご使用料金等のお知らせ（検針票）」に記載しているガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金により計算いたします。また、調整単位料金は原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- 料金はすべて税込みです。
- ガス料金は、口座振替、払込みその他の方法により、支払義務発生日（検針日）の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 供給条件の詳細は、当社の支店、営業所等の店頭へ掲示しておりますので、ご覧ください（ご希望の場合は送付いたしますのでご連絡ください）。
- 供給施設等の設置工事について
お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担していただき、変更又は解約によって生じた損害を賠償していただきます。
- 保安上の取扱いについて
お客さまの資産については、お客さまの責任において管理していただきますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知しますが、調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客さまが損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。
なお、調査の際は、お客さまの立会が必要となります。

(ガス小売登録番号：K0032)

西部ガスエネルギー株式会社

【連絡先】

西部ガスエネルギー株式会社 長崎支店

住所：長崎県諫早市多良見町市布1571-1

電話：0957-43-0200（受付：午前9時00分から午後5時30分まで）

供給条件等の概要について(ご参考)

- ガス料金は、「ガスご使用料金等のお知らせ（検針票）」でご確認ください。
- 「ガスご使用料金等のお知らせ（検針票）」に記載しているガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金により計算いたします。また、調整単位料金は原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- 料金はすべて税込みです。
- ガス料金は、口座振替、払込みその他の方法により、支払義務発生日（検針日）の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 供給条件の詳細は、当社の支店、営業所等の店頭へ掲示しておりますので、ご覧ください（ご希望の場合は送付いたしますのでご連絡ください）。

■ 供給施設等の設置工事について

お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担していただき、変更又は解約によって生じた損害を賠償していただきます。

■ 保安上の取扱いについて

お客さまの資産については、お客さまの責任において管理していただきますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知しますが、調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客さまが損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。

なお、調査の際は、お客さまの立会が必要となります。

(ガス小売登録番号：K0032)

西部ガスエネルギー株式会社

【連絡先】

西部ガスエネルギー株式会社 熊本支店

住所：熊本県熊本市中央区萩原町14-1

電話：096-378-2151（受付：午前9時00分から午後5時30分まで）